

いじめ防止基本方針 (2023 年改訂)

青森県立浪岡高等学校

目 次

I	いじめ防止基本方針に当たっての基本的な学校の考え方・・・	1
II	いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
III	いじめの未然防止及び校内体制について・・・・・・・・	2
IV	いじめの未然防止について・・・・・・・・・・	2
V	いじめの早期発見について・・・・・・・・・・	3
VI	いじめへの対応について・・・・・・・・・・	4～5
VII	ネットいじめへの対応について・・・・・・・・	6～7
VIII	重大事態への対応について・・・・・・・・・・	8
IX	評価について・・・・・・・・・・	8
別紙1	日常の指導体制（未然防止、早期発見）・・・	9
別紙2	緊急時の組織的対応（重大事態を含む）・・・	10
別紙3	ネットいじめに関する参考資料・・・・・・・・	11～18

【補足】

平成27年3月31日一部改訂

平成30年3月31日一部改訂

平成31年3月31日一部改訂

令和5年3月31日一部改訂

青森県立浪岡高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止基本方針策定に当たっての基本的な学校の考え方

すべての生徒は、一人一人がかけがえのない存在であり、社会の宝である。そのため学校は、いつの時代も生徒が豊かな未来の実現に向けて健やかに成長していくことを願い、その後押しをする役割を果たしていかなければならない。

学校が、生徒にとって人と人のかかわりあいの中で、自己の特性や可能性を認識したり、他者の長所を発見するなどして、互いを認め合い、安心して生活できる場であれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、何らかの原因により、生徒をとりまく環境の中に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、そこに、生徒の健やかな成長を阻害したり、将来に向けた希望を失わせたりする「いじめ」という、深刻な事態を招くかも知れないとの認識に立つ必要がある。

そのようなことから、学校は、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整えるとともに、未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組み、また、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決することが必要である。

以下に、いじめを防止するための基本となる考え方を示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害問題である。
- (2) いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれが役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

以上のことを基本的な考え方として、学校いじめ防止基本方針を策定する。

II いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、以下のこと等が考えられる。

- ①嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ②支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ③愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ④同調性（強いものに追従する。数の多い側に入っていたい）
- ⑤嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ⑥反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ⑦欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のこと等が考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行うものとする。いじめられていることを本人が否定する場合でも、その生徒の感じる被害性に着目し、表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめを受けた生徒や周囲の状況を客観的に確認し、判断する必要がある。

Ⅲ いじめの未然防止及び校内体制について

(1) 日常の指導体制（別紙1参照 校内いじめ防止委員会の設置）

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を整える。

(2) 緊急時の組織的対応（別紙2参照 校内いじめ対策委員会の設置）

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な指導体制を整える。

Ⅳ いじめの未然防止について

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識をお互いに高め意識した集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・定期的な面談の実施

(4) 人権教育の充実

- ・道徳教育を通じた人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・外部機関等による、研修会の充実

(6) 保護者、地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ基本方針等の周知
- ・公開授業の実施、地域行事への積極的な参加を通じた開かれた学校づくり

V いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見、早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。その後「緊急時の組織的対応」(別紙2)に基づき、速やかに校長等へ報告し、事実確認をする。

①いじめられている生徒、いじめている生徒のサインの見極め

②教室、家庭でのサインの見極め

③相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知
- ・担任等による定期的な面談

④定期的な調査の実施

- ・学校生活調査の実施(年4回)

⑤情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・運営会議、職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握及び対応の仕方の協議
- ・進級時の引き継ぎ

⑥教育心理検査の実施、活用

- ・心理検査結果の活用による面談等

VI いじめへの対応について

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・心のケアを行う。
- ・安全を確保する。
- ・安心感が得られるような環境づくりをする。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・学習の場を保障する。
- ・人間関係の再構築に向けて共同するなど。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で対応するが、いじている生徒についても理解を深め、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気づかせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・適当な懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害、加害生徒だけでなく、観衆（おもしろがってはやしたてる）や傍観者（見て見ぬふりをしたり、とめようとしなかったりする）などの集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・いじめを自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりについて考えさせる
- ・自己有用感が味わえるような集団を形成させる
- ・人権尊重を基盤とした、心の通う温かい学級づくりを進める

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感が与えられるようにする。

- ・保護者の話を聴く（傾聴することに終始する）。
- ・事実関係等を伝え、苦痛に対して、精一杯の理解を示す。
- ・保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- ・定期的な情報交換と協力要請を行う。

- ・親子でのコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、事実を把握したら速やかに面談し、事実を伝える。生徒の人格を否定せず、いじめの解決のため、協力を仰ぐ。

- ・事実関係等を報告する。
- ・保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- ・定期的な情報交換と協力要請を行う。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるということを伝える。
- ・行動が変わるよう指導していくこと、そのためには、保護者の協力が不可欠であることを伝える。

③保護者同士が対立する場合

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応する。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

④当事者以外の保護者等への対応

特に、重大事態等が発生した場合、他の保護者やPTAに対し、説明したり、協議等をする場を設ける。

- ・当事者から説明会開催の了承を得る。
- ・いじめの概要と学校が行ってきた対応を伝える。
- ・今後の対応方針を伝える。
- ・質疑を行う。
- ・保護者に依頼したいことを伝える。

(4) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教員は当該いじめの被害生徒および加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめは、学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係する機関と一体的な対応をとることが必要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との連絡、調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合への対応方法
- ・犯罪等の違法行為がある場合の対応方法
- ・自殺予告等緊急を要する事案の対応

【学校・警察連絡員】教頭、生徒指導主事

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導、助言への対応
- ・家庭での生徒の生活環境の状況把握への対応

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

VII ネット上のいじめへの対応について

（１）ネット上のいじめとは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻な者となる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等に利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

（２）ネット上のいじめ並びにネット依存からの脱却、未然防止について

ネット上のいじめ・依存からの脱却、未然防止については、①コミュニケーション、②ルール、③プログラム、④コーディネート観の観点から考えることができる。

①コミュニケーション

- ・子どもと大人たちが日常的によく話をし、悩みやストレス、心理をよく理解する。
- ・徐々に、段階的にはまり込んでいくことに注意を払い、ネットを利用する理由やパターン（人間関係つまずき・勉強嫌い・現実逃避・享楽）を把握する。
- ・十分に子どもの話を聞く。
- ・いつも子どものことを考えている、心配しているというメッセージを送る。
- ・タイプによっては、ダメなことはしっかりダメという。

- ・子どもの変化に早めに気づく。
- ・日頃から常に言葉がけをする。

②ルール

- ・使用時間や場所について、各家庭で話し合いによりルールを作る。
- ・メール返信時、友達同士で決まりを作る。
- ・ネット利用時は、途中休憩を必ず入れる。
- ・現実的でその子にあった目標・プランにより、ルールを検討する。
- ・宿題、活動、食事など普段の生活に支障をきたさない、後回しにしないことを最低限守らせる。

③プログラム

- ・ネット以外の趣味、運動、音楽、体操などの活動あるいは、リラックス時間をつくる。
- ・地域の活動を充実させる。
- ・学校内外における居場所をつくる。
- ・ネット以外のことに興味を持つことの必要性を伝える。
- ・親、教師が生き様として手本を見せる。

④コーディネート

- ・PTAと連携するなどし、保護者への啓発を行う（フィルタリング等）。
- ・一人の特定の大人（親、担任など）だけで無理をして抱え込まず、周囲の適切な人たちに相談する。
- ・ケースによってはクリニックなど専門機関と連携する。
- ・情報教育の充実（教科情報における情報モラル教育の充実）
- ・ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- ・ネットパトロール（警察、教育委員会等）と連携する。
- ・ネットの心身へのマイナス影響など、学校で子どもたちと一緒に討論会をして、提言書にまとめ公開するなどする。

（３）不適切な書き込みへの対処

掲示板やSNSのサークルで悪質な書き込みがあった場合、削除処理を依頼することができる。いじめに発展しそうな書き込み、勝手に自分の個人情報に記載された場合などに削除処理をすることが求められる。①管理人への削除依頼（メールBOX（管理人へのメール））を利用した削除、②プロバイダへの、「削除」ボタンを使用した削除、がある。それでも削除されない場合、警察に相談し、場合によっては被害届を提出する。誹謗中傷の書き込み数がとても多いなど、ネット上のいじめの中でもより重大なものについては、早い段階で被害届を提出することが望まれる。

状況確認 → 状況の記録 → 管理者へ連絡・削除依頼

↓

いじめへの対応 → 必要に応じて警察への相談

VIII 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・重大な精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品等を奪い取られた場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・一定期間連続した欠席の場合は、状況により判断
- ③上記を踏まえ、総合的に校長が重大事態と判断した場合

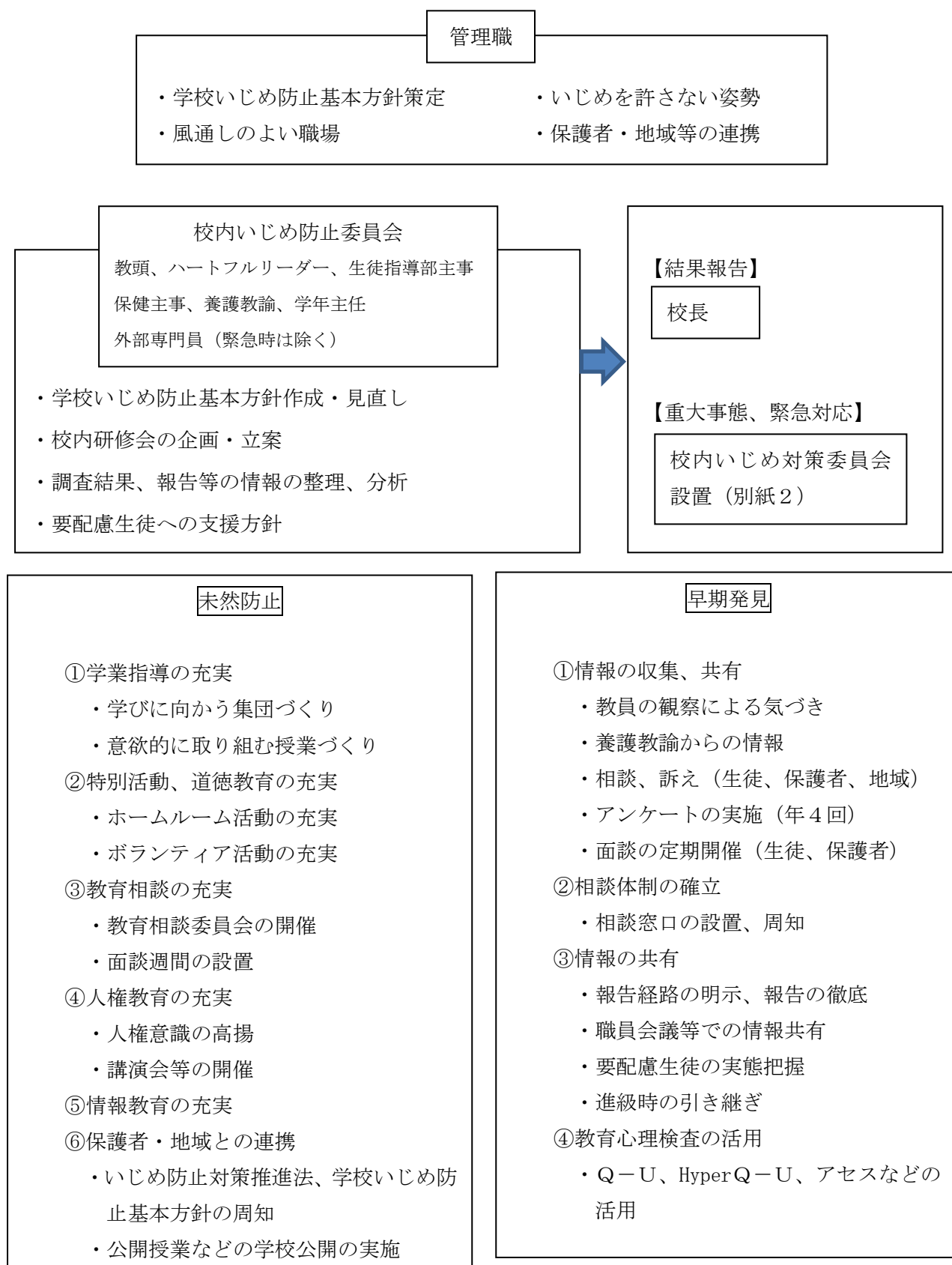
(2) 重大事態時の調査、報告等について

- ①学校を調査主体とした場合
 - 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ↓
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ↓
 - いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ↓
 - 調査結果を青森県教育委員会に報告 ⇒ 必要な措置を講じる
- ②青森県教育委員会が調査主体となる場合
 - 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

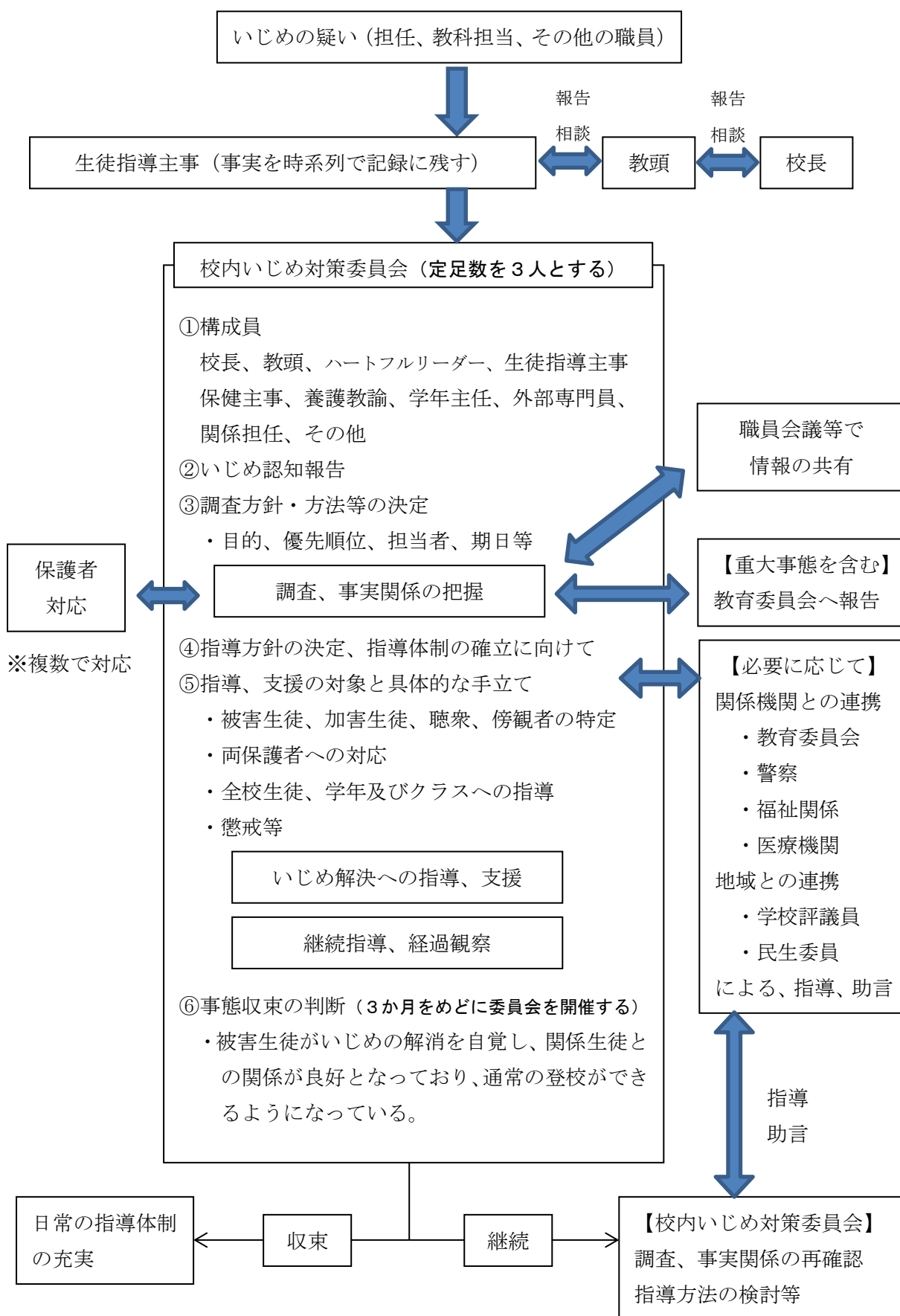
IX 評価について

- P D C Aサイクルを生かしたいじめ問題に対する学校の取組に関する評価を行う。
- ・生徒に対し、学期に1回学校生活アンケートを実施する。
 - ・職員に対し、いじめ防止基本方針の周知、理解と、改訂に向けたアンケートを実施する。
 - ・学校評価内で保護者にアンケートを実施する。
 - ・アンケート結果を職員へ周知、理解を図る。
 - ・結果を踏まえ、対応策の変更を行う。

日常の指導体制（未然防止、早期発見）



緊急時の組織的対応（重大事態への対応を含む）



(1) ネット・ケータイ問題の三側面

インターネットがますます身近なものとなり、現代を生きる私たちにとって必要不可欠なものとなっている。そのようになった背景の一つにスマホの普及があげられる。これにより、子どもがネットを利用する機会が増え、同時にネットの問題に直面する確率も高くなってしまったと言える。それに伴い、「ネットいじめ問題」、「有害情報・情報発信問題」、「ネット依存・健康被害系問題」の三側面による問題点が浮き彫りになってきた。これらは、一つ一つ独立しているものではなく、互いに関わりあっているものである。

(2) 多様化するネットのコンテンツ

①掲示板

- ・共通の話題の情報交換ができ、誰でも自由に書き込むことができるサイト。
(例：学校裏サイト、学校勝手サイト)

②プロフ

- ・ネット上で、自己紹介のページを作成できるサービス。
(例：前略プロフィール)

③ブログ

- ・ネット上に公開できる日記のこと。
(例：アメーバ)

④リアル（リアルタイムブログ）

- ・自分の現在の状況を書き込んで報告する。

⑤アルバム

- ・自分の好きな画像、音声、動画をインターネット上に公開する。掲示板やプロフなどのコンテンツにリンクしてある。例外として、プリクラ専用のアルバム（プリログ）というサイトも出てきた。

⑥ホムペ（ホームページ）

- ・掲示板やプロフ、ブログ、リアル、アルバムなど様々な機能を一つに集めたもの。

⑦SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

- ・インターネット上で他者との交流の場を提供するサービス。
(例：ミクシー、モバゲー、グリー、フェイスブック、ツイッター、ライン)

⑧コンプリートガチャ（SNS内のゲーム）

- ・モバゲー、グリー等といったSNS内のゲームでは、アイテムを有料で購入して揃えると、別の希少なアイテムを獲得できるというシステム。

⑨課金制限（SNS内のゲーム）

- ・モバゲー、グリーでは、未成年ユーザーのゲーム内での課金に制限を設けている。

⑩Twitter（ツイッター）

- ・140文字以内の短い文章を投稿し、共有することができる情報サービスサイト。無料であり、メールアドレスがあれば、ツイッターのサイトでアカウント名を取得して利用するため、幅広い人びとが利用している。また、ツイートは、ウェブ上に公開

されているので、その人が自分のツイートを非公開に設定していなければ、誰でも読むことができる。

⑪LINE（ライン）

- ・スマートフォンやパソコン、携帯電話で利用できる電話、チャットのアプリである。ラインにユーザー登録をしている者同士で、無料で電話やチャットができる。携帯電話からの利用は料金がかかる。画像や分掌を投稿し、報告できる。

（３）の１ ネットいじめ問題

ネットいじめは、ネットの各媒体、特にメールを利用し被害者に対して直接的な攻撃を行うものと、本人の知らないところで誹謗中傷が書き込まれている間接的な攻撃がある。ネットいじめで誹謗中傷された子どもが現実の世界でいじめに遭ってしまうことや、ネットいじめの対象になったことを知ってしまったことをきっかけに現実の学校生活における不適応へつながる場合がほとんどである。

①ウェブ上の各媒体でのいじめの事例

- ・掲示板
ネットいじめは、掲示板の中でも学校裏サイトで行われることが多い。裏サイトと呼ばれていることから分かるように、なかなか発見することが難しいため、大人が知らない場所でネットいじめが発生している場合もある。
- ・プロフ
プロフにおいては、コメント欄に誹謗中傷の書き込みがされることがある。
- ・ブログ
ブログに誹謗中傷を書き込む場合やコメント欄に誹謗中傷が書き込まれる場合がある。また、ブログに特定の個人の誹謗中傷を書き込み、それを閲覧した人がさらにコメントとして誹謗中傷を書き込んでいく場合もある。
- ・SNS
SNS上では、ブログに誹謗中傷を書き込む場合や伝言板での誹謗中傷などが挙げられる。場合によっては、陰口のような形でサークル内で誹謗中傷がされている場合もある。また伝言板上では、言い争いから誹謗中傷へと発展していく場合がある。
- ・Twitter
ツイッターに誹謗中傷をツイートする場合が挙げられる。また、その書き込みは世界中に発信されるため、複数人がコメントすることで、エスカレートしていく場合がある。

②メールでのいじめの事例

- ・なりすましメールでのいじめ
サブアドレス（サブアド）によるなりすましによる。サブアドレスとは、携帯電話やパソコンで、本メールアドレスとは別につくることができるアドレスのことである。携帯電話からでも簡単に取得することができる。サブアドを使用してメールを送信すると、誰から送信されたかわからないようだ。専門の取得サイトもある。

- ・匿名ソフトによるなりすまし
匿名ソフトとは、任意の相手にありすましてメールを送信できるソフトのことである。
- ・チェーンメールでのいじめ
チェーンメールとは、「～人に回して」などの複数の人にメールを回すことを要求し、「回さなければ～になる」などの内容が記載されているメールである。実際に、メールを回さなかったことで、仲間はずれにされ、いじめられるなどのケースがある。

③ ネットいじめ問題の啓発ポイント

- ・誹謗中傷の書き込みはＩＰアドレスによって特定できるということ。
- ・悪質な書き込みは犯罪になるということ。
- ・インターネット上の書き込みは誰が見ているかわからないということ。
- ・ツイッターでの書き込みは特定されやすいということ。

（３）の２ 有害情報・情報発信問題

インターネットを利用する上で、私たちは、無数の情報と関わりを持っていると言える。そして情報との関わりは、①情報を受け取る、②情報を発信する、という２点から捉えることができる。有害情報・情報発信問題は、ネット・ケータイ問題の中でも、子どもと情報の関わりの中で発生している点に着目し、設定したものである。

（１）有害情報とは

有害でない情報と有害情報を区別する明確な分類基準は設けられていないが、一般的に以下のような情報を有害情報と呼んでいる。

- ①主に青少年がその情報に接することによって健全な発達、育成を阻害する恐れがあると考えられるコンテンツ。
- ②犯罪を誘発するなどの、公序良俗に反する情報。

（２）有害情報の実態

警察庁の委託でサイバー空間を監視する「インターネット・ホットラインセンター」の調査によると、２０１１年度に同庁に寄せられた違法・有害情報の件数は前年度より３２８３件減少し、４万１４００件であるという。しかし、前年度と比べて減少はしているが、依然として高い数値であると言える。さらに、４万１４００件のうち、違法情報については、わいせつ物や児童ポルノ、規制薬物に関するものが多く、他には、売春や預貯金通帳の譲渡に関する情報もある。また、有害情報については、明らかに違法である請負、仲介、誘引に関する情報が多く、他には、ただちに違法と判断できないが、他人に危害を加える恐れのある情報や、集団自殺の勧誘があった。

（３）有害情報・情報発信問題で考えられるリスク

①架空請求

手紙やメール、Ｗｅｂ上で使った覚えのない料金を請求させるものである。メールで架空請求の被害に遭う場合は、メールアドレスなどの個人情報が流出していることが原因として挙げられる。例として、ワンクリック詐欺がある。Ｗｅｂ上の特定のアダルトサイトのリンクや、送られてきた電子メールに貼り付けられているＵＲＬをクリックすると、一方的に多額の契約金を請求されるものである。しかし、お客様番号として個体識別番号が記載されているため個人情報が漏れてしまったと驚いてしまう被害者が多いが、個体識別番号によって個人が特定されることは絶対にないため、やはり無視することが最良の選択である。

②著作権問題

高速・大容量のインターネット通信の普及を背景に、音楽や映像を自分のパソコンや携帯電話にダウンロードして楽しむ人が増えている。音楽や映像などの作品は、著作権制度によって保護される権利があり、その利用には権利を持つ人の了解を得なければならないことが、「著作権法（平成２２年改訂）」で定められている。インターネットで音楽や映像を配信する場合にも、著作権を持つ製作者などに了解を得て、所定の使用料を支払うことが必要である。しかし近年、著作権者の了解を得ずに、音楽や映像を配信する違法サイトが増えている。また違法サイトと知りながら音楽や映像をダウンロードする利用者も多くなってきている。これらの行為は、いずれの場合も著作権法違反で犯罪行為となる。

③肖像権問題

肖像権とは、１：人が自己の肖像を、みだりに写真に写されたり、絵に描かれたりしない権利、２：写されたり、描かれたりした自己の肖像を、他者に勝手に使用されない権利の２つの権利の総称である。一般に「私的な時間」の肖像権はすべて保護されると考えられる。しかし、「公の場所」で、「公然たる活動」を行っている場合や、不特定多数に公開されることが前提の職業における職務上の活動においてはその限りでない。Ｗｅｂ上では、他人の肖像を本人の了承なしに勝手に使用することは、肖像権の侵害になり、悪質な場合は犯罪行為となる。

（４）出会い系化するＳＮＳサイト

近年話題となっているＳＮＳサイト。楽しく便利な機能を備えているために、子どもから大人まで様々な年代の人から利用されている。そのようなＳＮＳサイトだが、利用方法によっては、出会い系サイトのようにになってしまう。ここでは、出会い系サイト化している原因を紹介する。

①個人情報の記載

ＳＮＳの機能を利用するためには、年齢や住んでいる地域等の、個人情報の登録が必要である。また、本名・住所・学校名等の個人が特定されてしまうような情報を自ら記載してしまう場合もあるため、容易に個人を特定できる。被害者等になった場合、話のネタにされやすい。

②友達検索機能の充実

年齢の指定や自己紹介文にキーワード（学校名、高校生の総称等）を入力することで、自分好み・自分に都合のいい人を探ることができる。結果として、15歳～18歳までのアカウントが検索される。ただし、自分より±2歳以上年齢が離れている場合は、検索できない事になっている。

③年齢や性別の詐称が可能

個人情報の登録の際、誰もが年齢、性別を正しく登録しているとは限らない。初めから出会い目的で利用する人は、個人情報を偽って登録することもある。

④メールのやりとりが可能

多くのSNSサイトでは、SNSサイト内でのメッセージのやりとりが可能である。メッセージを通して、「どこの学校？」「どこに住んでいるの？」など詳細な情報をやりとりすることが出会いにつながっていく可能性もある。また、SNSサイト内だけに止まらず、メッセージのやりとりがエスカレートすると本メールアドレスを入手しようとする場合がある。これは、運営会社側から禁止されており、利用規約違反に当たるが、目をくぐって取得しようとすることもある。ここで使用されるのが、「隠語」である。

以上のことから、青森県内に於いては、高校生の57.6%が、SNS上で見知らぬ人と友達になった（または交流した）ことがあるという。実際にSNSで、むやみに個人情報を発信し、見知らぬ人と関係を持ったことで、被害に巻き込まれたケースもあるため、十分注意して利用しなければならない。

（３）の３ ネット依存問題

（１）ネット依存とは

ネットにはまり込む子どもが増える一方で、未だ「ネット依存」の学術的に一致した定義はない。そこで、ネットにつながらないと「情緒的な苛立ちを感じる」「実生活の人間関係が煩わしく感じる」「心身状態に弊害が生じてきている」などの「依存」状態を、ここでは、「ネット依存」と呼ぶこととする。ここでは、先行研究による視点で述べる。

（２）ネット依存に伴う問題点

ネット依存に伴う問題点は、①家庭生活、②勉強・学校生活、③健康、④感情・心の観点から考えることができる。

①家庭生活：

- ・朝起きられない
- ・睡眠不足になる
- ・疲れやすくなった
- ・家から出られない
- ・食事時間が不規則
- ・経済的損失

②勉強・学校生活：

- ・学習意欲の低下
- ・集中力の低下
- ・遅刻や欠席が増える
- ・発達、発達上、本来学ぶべきこと、吸収すべきことが不十分に

③健康

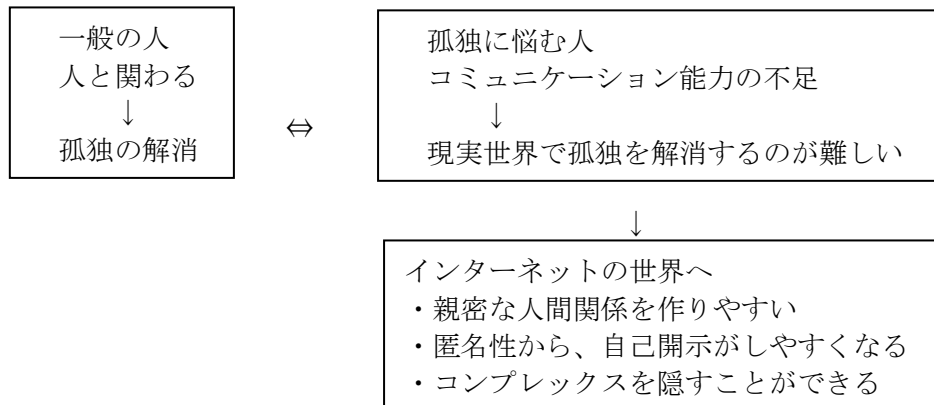
- ・目が痛い
- ・視力の低下
- ・VDT症候群（ドライアイ、首・肩こり、抑鬱など）

④感情・心の観点

- ・孤独感を感じる ・携帯電話から離れられない ・ネットをやめられなくなる
- ・気力の低下 ・人と話すことが面倒になり、コミュニケーションがうまくいかない
- ・些細なことでイライラしたり怒りやすくなる ・他人に攻撃的になる
- ・パソコンや携帯電話がないと情緒が不安定になる ・大切な人間関係を失う
- ・ネットでは責任を持たず架空のことをしてしまう。

(3) ネット依存の心理的側面

①孤独の解消のためのインターネット



②欲求実現のためのインターネット

「愛されたい」「認められたい」という欲求は全員がすぐには満たされない。理想と現実のギャップに挟まれ、現実で満たされないなら、ネットへ走ってしまう。行動・考え方を変えろという手段もあるが、これ以外の方法で不快（現実と理想の矛盾は人間にとって不快なもの）を解消しようとする。認知的不協和論により、努力はしないが、理想の人間像も捨てなくなり、依存症になりやすい。

(4) ネット依存のメカニズム

ネット依存のメカニズムは、①悩みや不安・ストレス、②心の教育の問題、③ゲームあるいはネットの特徴・ストーリー性の魅力、④生活環境のから考えることができる。

①悩みや不安・ストレス

- ・勉強の悩みがある
- ・友人関係の満足度の問題（深く付き合えるか、遊ぶ頻度、対話会話時間とも関係）
- ・孤独感あるいは認められたいという欲求の不満足→依存傾向→孤独感の更なる高まり
- ・チャットでの気晴らし
- ・何らかの家庭内の問題

②心の教育の問題

- ・上手な友だち付き合いができない
- ・すぐにメールの返信をし、相手にもすぐに返信を求める、いわば窮屈な関係
- ・社会性や協調性の不足

③ゲームあるいはネットの特徴・ストーリー性の魅力

- ・ゲームに終わりが無い
- ・会員登録から抜けにくい
- ・互いにかまってもらえているという意識につながる
- ・毎日欠かさずみるサイトがある
- ・情報検索、割引クーポン利用、着メロ、天気予報、ケータイ漫画、ブログ、モバゲー、プロフなど多様な使い方が可能
- ・いろいろと利用するうちに、次第にネット時間やサービス利用頻度が増す

④生活環境

- ・安全・安心な遊び場不足
- ・地理的に、自宅の近くに友達がいない
- ・魅力的なイベント不足
- ・暇つぶしの手段が必要

(5) 思春期から見るネット依存

思春期とは、自分の中に自分を見つめるもう一人の自分が生まれる＝内なる自分に向き合う⇒その結果、普段は見せない自分自身の姿に当惑し精神的に不安定になる。また大人への不信感⇒大人（親）からの自立を強める。しかし経済面、社会面など様々な側面から自立は不可能とわかる。でも自立したい、できない矛盾…イライラを募らせる。

↓

同じ苦しみを共感し合える仲間（友達）に依存していく。自立したい気持ちが高まるほど、依存願望が強まるという一見矛盾状態が、葛藤やモヤモヤに。自分の苦しみと同じ葛藤を抱いている友達が唯一の理解者。そこで友達が本当に大事なために、メールの即返信やブログへのコメントにつながる。心理的には、集団同調圧力（ピア・プレッシャー）によって、どんなことでも友達を裏切られない心理が働く。常に友達をネット上で気にする生活が始まり、ネット依存へつながる。

○思春期のネット依存の発達上の問題点

- ・自己観察力の未発達と、それに伴う思春期の精神的な発達不全。
⇒自分と向き合う力も育たない
- ・コミュニケーション不全や非言語的（ノンバーバル）能力の未発達
- ・勉強時間の不足による学力低下

(6) メール依存

なぜメール依存になるのか

- ・単に友達とたくさん話がしたい
- ・暗黙の了解…即返信
- ・認められたいという欲求

} ピアプレッシャーが関係

- ①メールは基本的に短いやりとりのため、話が弾むと回数が多くなってしまう。
- ②新しい友達とのメールは即返信が基本のため、もし、返信が遅れたら「嫌われる」「仲間はずれにされる」「集団の中で浮く」という心配から、いつもメールをせざるをえなくなる。
- ③自分は所属する集団の中では、仲間から愛され、認められる存在でありたいという思いが強くなるため。また、その集団は居心地が良いし、傷つかなくても済む。その他はどうでもよいが、その集団とはずっとつながってほしいため、長時間にわたるメールをしてしまう。

○ピアプレッシャーを強めるもの

例：ギャル文字

通常の書き方…「ギャル文字って何ですか？」

ギャル文字 …「≠ “ヤル文字ツテイ可デスか?”」

ギャル文字は大人から見ると大変見づらいが、だからこそ子どもたちには、自分たちだけの文字として価値のあるものになっている。子どもたちは、共通の文字を用いることで、価値観の共有を確認し合っている。

(7) ネット依存の予防・解決の視点

①ネット依存に対する理解

保護者、教師、子ども自らが睡眠不足や感情のコントロールができなくなり攻撃的になるなどの心身に及ぼす危険性をきちんと理解する必要がある。

②依存兆候の発見

学校や家庭内での子どもの心身（顔色や体調）、生活習慣（夜遅くまで起きている、携帯電話を肌身離さず持っているなど）の変化を観察し、早めに依存の兆候に気づくようにする。

③家庭内・友達間のルール作り

食事中は携帯電話を使わない、夜何時以降は使わないなどの家庭内のルールを子どもと話し合って決める。子ども自身が納得し、セルフコントロールできるよう支援する。また、子どもたちの間でルールを理解し合うようにする。

④対面的コミュニケーション

孤独感を満たす家庭内や学校内、地域の中に居場所をつくる。子どもの悩みやストレスを発見し、問題解決の糸口を見つける。現実世界での友だちづきあいの楽しさを知る。